

## 映画「靖国 YASUKUNI」に関するお知らせ

靖國神社は過日、李纓監督作品の映画「靖国 YASUKUNI」に関し、当神社境内における撮影許可手続が遵守されていないだけでなく、その内容についても事実を誤認させるような映像等が含まれていたことから、製作会社の有限会社龍影と李纓監督及び配給会社のアルゴ・ピクチャーズ株式会社に対し、質問と問題映像の削除等の適切な対応を求める通知を行いました。

本日、当神社に有限会社龍影からファックスによる回答書の送信があり、既にその内容は報道各社に公表されたとも聞きますので、当神社が有限会社龍影に対し4月11日付で送付した通知書の内容をここに公表する次第です。

なお、当神社の今後の対応については、李纓監督及び配給会社であるアルゴ・ピクチャーズ株式会社からの回答書の内容をも検討した上で、改めて公表したいと存じます。

平成20年4月25日

靖國神社広報課

## 通知書

前略 通知人である靖國神社（以下「当神社」といいます。）は、有限会社龍影（以下「貴社」といいます。）の取締役である李纓氏が監督となり、貴社が製作した映画「靖国 Y A S U K U N I」（以下「本映画」といいます。）の上映を近く予定していることを本映画のパンフレット、公式サイト、マスコミ報道等により知りました。

しかしながら、本映画は、当神社の許可を得ずに撮影した映像を使用しているだけでなく、当神社に対する誤解を招く内容を含んでおり、当神社としては、このまま本映画が上映されることを到底容認できません。

そこで、貴社に対し、次の各事項についての責任ある回答を求めるとともに、適切な対応を強く求めるものであります。

### （１）撮影手続について

報道関係各社が当神社において取材撮影を希望する場合は、当神社所定の「境内における取材及び撮影許可願い」（以下「撮影許可願い」といいます。）を事前に提出し、当神社の許可を得て取材撮影することになっております。本映画のパンフレット・公式サイトには「10年にわ

たる記録映像から」とありますが、当神社が調査したところ、貴社からの撮影許可願いは平成17年から平成18年にかけて数回提出されておりますが、本映画の撮影を目的とした撮影許可願いは確認できません。貴社は本映画の撮影を目的とする撮影許可願いを提出しているのでしょうか。提出しているとすれば、何時、誰の名義で提出したのでしょうか。申請日・申請者を特定してご回答下さい。

## (2) 撮影対象について

本映画のパンフレットには、霊璽奉安祭と考えられる映像が掲載されていますが、本映画には霊璽奉安祭の状況を撮影した映像が含まれているのでしょうか。霊璽奉安祭は、当神社の重儀であり、祭祀の尊厳性保持の観点から、その撮影は許可しておりません。もし霊璽奉安祭の映像が含まれるとすれば、許し難い無断撮影ですので、その削除及びパンフレットの回収を強く求めます。もし上記映像が霊璽奉安祭の映像ではないのであれば、どのような儀式を撮影したものか、撮影日時を明らかにして回答下さい。

また、もし本映画中に当神社の個々の職員が特定できるような映像が含まれている場合には、当該職員の肖像権を尊重する観点から、個別の承諾を得るか、それができ



ない場合にはその映像の削除を求めます。参拝者についても同様の対応をお願いします。

### (3) 御神体について

本映画のパンフレット・公式サイトには、「そして知られざる事実がある。靖国神社のご神体は日本刀であり、」という記載がありますが、何を根拠にそのような指摘をしているのでしょうか。当神社の御神体は日本刀ではありません。御神体は何であるかは当神社にとって極めて重要な問題ですから、直ちに上記パンフレットを回収するとともに、公式サイトに訂正文を掲載するよう強く求めます。また、本映画に上記の記載に関するナレーション等が含まれているのであれば、その削除を強く求めます。

上記各質問に対する回答及び各要望に対する対応方針を、本書面到着後2週間以内に書面をもってご回答下さい。

平成20年4月11日

〒102-8246

東京都千代田区九段北3丁目1番1号

通知人 靖国神社

総務部長 小方 孝次



20.4.11  
12-13

〒150-0001

東京都渋谷区神宮前5丁目28番2号308

有限会社龍影

取締役 李 纓 殿

郵便認証司  
平成20年4月11日

この郵便物は 平成20年 4月 11日  
第 33823 号書留内容証明郵便物として  
差し出したことを証明します。  
郵便事業株式会社

4.11  
12-13

4.11  
12-13